

徴収対策の強化について

本町では、法令等に則り自主納付による納期内納税を原則としています。

催告に応じない人、連絡のない人、誓約を守っていただけない人などは、税負担の公平性を欠くことから、預貯金・給与・生命保険などの調査や差押えを強化していますのでご承知願います。

《債権の調査・差押件数》 ■債権の調査～3,194件 ■債権の差押～195件 (平成26年3月末現在)

納付が困難な場合は必ずご連絡願います

問合せ／収納対策担当 (内線1115・1116)
FAX 75-2773

北海道からの お知らせです

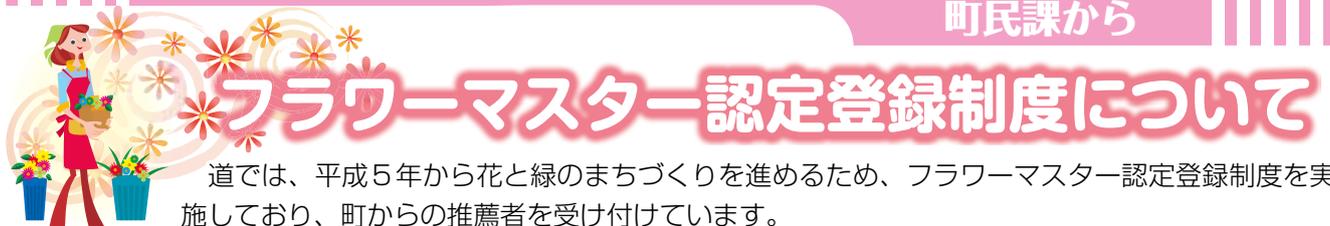
自動車税の納期限は6月2日です。忘れずに納めましょう。
また、納めた時の「納税証明書」は車検時に必要になります。車検証と一緒に大切に保管しましょう。

問合せ先／納税に関するご相談は、根室振興局地域政策部税務課納税係 (0153)24-5466 (直通)



5月1日から31日まで、森林内及び農地における火災予防啓発を行う「林野火災予防運動」を実施します。この季節は空気が乾燥し、風の強い日も多く、油断すると短時間に燃え広がる危険性がありますので、入林される際は、火気の取扱いに十分注意し、タバコの投げ捨て等は絶対やめましょう。

これからの時期は、ゴミ焼きが原因による火災が多く見受けられます、火災を1件でも多く減らす為に、町のルールに沿ってゴミの処理を行ってください。



道では、平成5年から花と緑のまちづくりを進めるため、フラワーマスター認定登録制度を実施しており、町からの推薦者を受け付けています。

【推薦・認定の手続き】

- ◆推薦 フラワーマスターとしてふさわしい方を、町から知事へ推薦します。
- ◆認定 町から推薦された方から選考の上、認定講習会を受講して頂きます。受講後、知事が認定します。フラワーマスターの推薦を希望される方は5月20日(火)までに、町民生活担当窓口までおこしください。

※制度の詳細については、担当までお問合せください。

問合せ／町民生活担当 (内線1212)

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

6月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。6月にくみ取りが必要な方は**5月20日**までにお申込みください。

証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)を用意しておいてください。

また、定期的にくみ取りが必要な方に対する定期くみ取りの受付も行っています。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)



愛犬家の
みなさまへ

犬の登録及び狂犬病予防注射 巡回実施のお知らせ



犬を飼われている方は、犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防接種を受けることが法律で義務づけられています。

今年も下記の日程で、登録事務と狂犬病予防接種の巡回を実施しますので、犬を飼われている方は、接種代金（登録していない方は、登録料金も）持参のうえ、最寄の会場で注射を受けていただきますようお願いいたします。

※消費税率改正により予防接種代金の変更があります。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防接種は、今回の巡回実施のほか、動物病院で受けることができます。

狂犬病予防注射代金 1頭につき **3,110円**

登録料 1頭につき **3,000円**
(登録済みの場合は、必要ありません)

●5月18日（日曜日）

Aコース		
①	9:30 ~ 9:40	黄金会館前
②	9:50 ~ 10:00	大麻会館前
③	10:20 ~ 10:25	共栄会館前
④	10:35 ~ 10:50	光進会館前
⑤	11:00 ~ 11:10	泉川会館前
⑥	11:25 ~ 11:35	風連会館前
⑦	11:50 ~ 12:10	上西春別小学校前
⑧	13:10 ~ 13:25	役場西春別支所前
⑨	13:30 ~ 13:40	柏野会館前
⑩	13:45 ~ 13:55	大成地域センター前
⑪	14:10 ~ 14:20	福島会館前
⑫	14:30 ~ 14:50	上春別地域センター前
⑬	15:00 ~ 15:05	恩根内会館前
⑭	15:15 ~ 15:25	上西別会館前
⑮	15:35 ~ 15:45	朝日会館前

Bコース		
①	9:30 ~ 9:45	別海緑町内会館前
②	9:50 ~ 10:20	別海川上町公園
③	10:25 ~ 10:55	別海交流館ぷらと前広場
④	11:05 ~ 11:15	東矢白別会館前
⑤	11:25 ~ 11:35	北矢白別会館前
⑥	11:45 ~ 11:50	南矢白別会館前
⑦	12:00 ~ 12:10	役場上風連連絡事務所前
⑧	13:20 ~ 13:30	開南会館前
⑨	13:45 ~ 13:55	上風連東部会館前
⑩	14:10 ~ 14:20	奥行会館前
⑪	14:50 ~ 15:05	走古丹地域防災センター前
⑫	15:20 ~ 15:35	本別海地域センター前
⑬	15:45 ~ 15:55	昭和会館前

●5月25日（日曜日）

Aコース		
①	9:30 ~ 9:45	J A 中春別前
②	9:50 ~ 10:05	中春別福祉館前
③	10:15 ~ 10:25	菊水会館前
④	10:35 ~ 10:40	富岡会館前
⑤	10:50 ~ 11:00	平成会館前
⑥	11:10 ~ 11:30	尾岱沼消防署前
⑦	11:35 ~ 11:50	東公民館前
⑧	13:00 ~ 13:10	春別会館前
⑨	13:20 ~ 13:40	床丹福祉館前
⑩	13:55 ~ 14:05	美原会館前
⑪	14:15 ~ 14:25	旧美原小学校前
⑫	14:35 ~ 14:45	北西別会館前
⑬	14:55 ~ 15:15	別海町図書館駐車場
⑭	15:20 ~ 15:40	別海寿町労働会館前
⑮	15:45 ~ 15:55	中央公民館裏駐車場

Bコース		
①	9:30 ~ 9:45	別海川上町公園
②	9:50 ~ 10:20	別海町交流館ぷらと前広場
③	10:25 ~ 10:45	別海憩いの森駐車場(役場側)
④	11:00 ~ 11:30	豊原会館前
⑤	11:40 ~ 11:50	高丘会館前
⑥	11:55 ~ 12:10	中西別福祉館前
⑦	13:25 ~ 13:35	福富会館前
⑧	13:45 ~ 13:55	広野会館前
⑨	14:00 ~ 14:10	栄進会館前
⑩	14:25 ~ 14:40	西春別町内会館前
⑪	14:45 ~ 15:00	西春別本久町内会館前
⑫	15:15 ~ 15:25	西公民館
⑬	15:30 ~ 15:40	役場西春別支所前
⑭	15:45 ~ 15:55	上西春別小学校前

※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まり願います。
※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

春の一齐清掃を 実施します

実施日
5月11日
(日曜日)

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町を美化する春の一齐清掃を実施します。地域・町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

※地域・町内会によって実施日が異なる場合があります。町内会からの案内により参加してください。

一齐清掃に参加するときのお願い

- 収集袋として肥料袋を使用せず、町指定袋か透明または半透明の袋を使用してください。
 - 家庭ごみの持ち込みは、絶対にしないでください。
 - 次のようなごみは、町ごみ処理場で処理できません。
 - 家電リサイクルの対象品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機・エアコン）
 - パソコンリサイクルの対象品（パソコン本体・パソコンモニタ）
 - 産業廃棄物（漁網・ワイヤ・バラ線・ドラム缶・農機具・ビニール・建築廃材など）
 - 自動車・バイク及びその部品（バッテリー・古タイヤなど）
 - 危険物（灯油・ガソリン・塗料・農薬など）
- ※これらについては、専門業者等に処理を依頼してください。



問合せ／町民生活担当(内線1211～1213)

国保だより 第81号

今回は広報で

国保に加入するとき・やめるときは届出が必要です。

次に該当される方は必ず届出をしてください。

国保に入る とき	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の市区町村から転入したとき (職場の健康保険などに加入していない場合) ● 退職などで職場の健康保険などをやめたとき ● 子どもが生まれたとき ● 生活保護を受けなくなったとき 	<p>※届出が遅れると…</p> <p>資格が発生した時点(届出日ではない)までさかのぼって国保税を納めなければなりません。また、その間の医療費はいったん全額自己負担となります。</p>
国保をやめる とき	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の市区町村へ転出したとき (学生は申請により特例が認められています) ● 職場の健康保険などに加入したとき ● 生活保護を受けるとき ● 死亡したとき ● 一定の障害があると認定された65歳以上の方が後期高齢者医療制度に加入したとき 	<p>※届出が遅れると…</p> <p>保険証が手元にあるため、うっかりそれを使ってしまうと、国保が負担した医療費はあとで返していただくことになります。また、国保税が二重払いになってしまうこともあります。</p>

交通事故などで受診した場合は国保への届出が必要です。

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為によってケガをし、治療の際に健康保険証を使用する場合は国保への届出が必要です。

第三者(加害者)の行為により受けた治療に要する費用は、この届出によって国保が一時的に立替えを行い、後日第三者(加害者)に対し、立て替えた費用を請求することになります。

- <注意事項>**
- 自転車同士や自転車と歩行者の事故、親族が運転する車に同乗中の事故等で保険証を使用する場合も届出が必要です。
 - 自損事故の場合でも届出が必要です。

次のようなときは保険証が使いません。

- 【病気とみなされないもの】**
- 健康診断・人間ドック
 - 角膜屈折矯正手術(レーシック手術)
 - 予防注射
 - 歯の矯正 など
- 【ほかの保険が使えるもの】**
- 業務中や通勤中のケガ(労災保険の対象になります)
- 【国保給付が制限されるもの】**
- 犯罪行為や故意の事故
 - 飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故 など

問合せ／国民健康保険担当(内線1215～1217)

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率の見直しについて

■保険料率が 変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決められます。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割 (被保険者が等しく負担)	平成24・25年度 (年間) 47,709円	→	平成26・27年度 (年間) 51,472円 (3,763円増)
●所得割率 (被保険者の所得に応じて負担)	平成24・25年度 10.61%	→	平成26・27年度 10.52% (0.09ポイント減)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成24・25年度 55万円	→	平成26・27年度 57万円 (2万円増)

◆保険料の計算方法 (平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得 - 33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成26年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約600円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,736円	約1,900円増
33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円	約3,000円増

■均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成25年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)

平成26年度から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数) ※単身世帯の方も該当になります
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

平成26年度の保険料額は、7月頃に個別にお知らせします。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

別海町役場

町民課後期高齢者・医療給付担当
〒086-0205
野付郡別海町別海常盤町280番地
電話 0153-75-2111 内線1241